

2022年7月1日

購入先各位

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
品質・環境本部
グローバル調達本部

ペルフルオロオクタン酸(PFOA)およびその塩の適用除外、廃止のご連絡

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

パナソニックグループ 化学物質管理ランク指針 バージョン 13(製品版) (以下、ランク指針)では、禁止物質レベル1である「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」について、「電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての 1ppm 以下の PFOA およびその塩」については、適用除外としておりました。これは EU POPs 規則^{*1)} に沿ったものですが、この適用除外は 2022 年 7 月 5 日までに見直しされることとなっております。

パナソニックグループではこの適用除外について対応を検討して参りましたが、廃止される可能性が極めて高いことから、廃止を決定いたしました。

本来ならランク指針を改訂発行すべきところですが、ランク指針は禁止物質レベル1を追加して、今年度中に発行予定のため、本レターにて連絡をさせていただきます。次期バージョンのランク指針には本内容も併せて改訂いたします。

購入先様におかれましては、ご理解を賜りますとともに、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

購入先様へのお願い

パナソニックグループ 化学物質管理ランク指針 バージョン 13(製品版)の表 2-27 に記載されている「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」の適用除外「電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物としての 1ppm 以下の PFOA およびその塩」を廃止しますので、ご理解を賜りますとともに、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

現在納入いただいている貴社製品に上記適用除外に該当するものがある場合には直ちに弊社調達担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、不使用保証書の提出を再度お願いする場合は、取引事業場より連絡させていただきます。

以上

*1) 2019年6月20日公布の残留性有機汚染物質に関する欧州議会および理事会規則(EU POPs 規則 (Regulation (EU) No 2019/1021))